

社会労働委員会議録第三十八号

昭和三十一年四月二十七日(金曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 佐々木秀世君

理事大坪 保雄君 理事中川 俊思君

理事野澤 清人君 理事藤本 捨助君

理事岡 良一君 理事滝井 義高君

植村 武一君 小川 半次君

加藤鎌五郎君 亀山 孝一君

熊谷 憲一君 小島 徹三君

小林 郁君 田子 一民君

仲川房次郎君 林 博君

直 四郎君 阿部 五郎君

岡本 隆一君 堂森 芳夫君

八木 一男君

出席政府委員

厚生政務次官 山下 春江君

厚生事務官 (大臣官房) 小山進次郎君

厚生事務官 (総務課長) 山口 正義君

厚生技官 (公衆衛生局長) 山口 正義君

厚生事務官 (児童局長) 高田 浩運君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

四月二十七日

委員森本靖君辞任につき、その補欠として堂森芳夫君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号)
性病予防法等の一部を改正する法律

第一類第七号

社会労働委員会議録第三十八号 昭和三十一年四月二十七日

案(内閣提出第一一六号)
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案、性病予防法等の一部を改正する法律案、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、審査を進めます。

○野澤委員 今回の母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、新たに設けられた住宅補修資金についてであります。資金のワケは三万円以内というところで定められておりますけれども、この住宅資金の貸し出し後における据置期間はどのようになっているか、何らかの明示がないようであるが、借り受けた翌月から返すという考え方なのか、この点お伺いしたいと思います。

○高田(浩)政府委員 お話の通りに、この住宅補修資金については据置期間を設けていないわけでございます。その理由を申し上げますと、現在あります生業資金でありますとか、あるいは修学資金でありますとか、そういった既存の七つのいわゆる資金につきましては、それぞれ長短の差はありますけれども、据置期間を設けてあるわけ

でございます。これは結局こういって資金を借り受けることによって事業を始める、あるいは学校に行くということである、その金ももととなって、一定の期間がたてばあるいは果実となり、あるいは自分の働きによって返ってくる、そういったことで、その間のいわば一定の猶予期間と申しますか、そういうことを考慮の上でそれぞれ長短の差を設けて据え置き期間が設けられてい

るわけでございます。そういう点から見まして、今度の住宅補修資金につきましても、一定の期間待てば、それが元金となって、果実となって返ってくるという性質の金ではございません。いわば一度にまとまった金を市中銀行から借りるだけの余裕はないので、それをまとめた金としてこの資金から貸付を受けるという性格のものであつて、その点において、今までの生業資金その他は多少緩きを異にするわけでございます。従つてこれについては一定の猶予期間、すなわち準備期間としての猶予を置くという意味での据置期間というものは、設ける必要がない、そういうふうな考慮に基づいてこれを置かなかつた次第でございます。

で相当混乱すると思つて、これは理屈でなしに実際問題として、たとえば屋根がわらの修理ということであれば、見積りをとつて屋根がわらの取りかえをすればよろしい。ところが草ぶき屋根になつてきますと、どのくらいの費用がかかるかも実際わからぬ。それと、特にこういう小住宅に対しては、まとまった金額ではありませぬから、仕事師は計画的に出来ない。そうしますと、せっかく借りられる見込みがついて、見積りをとつて仕事をするという段になりまして、その家庭によつても、地方によつても事情が違ひましようけれども、相当の差ができてくると思つて、こういう資金こそ、せっかくここまで育てた母子資金でありますから、貸付をなさる際には、たとい三カ月でも猶予期間を設けるのが必要じゃないか。それで、今までの七項目の資金を見ても、生業資金とか支度資金とか、どれもこれも全部据置期間がついておるのです。ただ一つ、今度新たにできたものだけが据置期間が全然ないのです。これは、わずかに二カ月から三カ月のことであればどちらでも同じだと、あなたの方ではテーブル・プランで考えられるでしょうが、実際問題としてかわいそうじゃないか。要するに、まだ工事中だ、一部扱つたままで、どうせ三万円くらいじゃ補修というても、ガラスの取りかえとか、あるいはドアのつけかえという程度のものでしよう。そういうものならいいが、屋根の修理とか何とかなると、あとまた金の

苦面もしなければならぬ。実際にでき上つて喜ぶのには、さらにまた一カ月や二カ月かかるのじゃないか。せっかくめんどろを見るなら、最低三カ月や四カ月据置期間を設ければよいじゃないか、こういう感じがするのです。どうしても建前上できないというならいいですけども、何とかそのところをがめんどうが願えないかと思つて、それが、もう一度そのところをお願いいたします。

○高田(浩)政府委員 お話のような事情は、もちろん私の方としても十分理解できる点と思つて、ただこの母子福祉資金の貸付に関する法律の全体としまして、御承知のように、今までの資金と比べますと、今度の住宅補修資金は、御理解いただいておりますように、多少異質的なものということがあると思つて、やほり、この住宅補修の資金がほかの資金を無用に圧迫するということ、これは全体としておもしろくない、考慮しなければならぬ点だと思つて、据え置きの期間を長くする、あるいは利子を安くする、ということが債務者の利益に合致するよう、一応とれないふしもないわけではございませんけれども、しかし結局貸し付けられた金は返りまして、それがその後もさらにほかのお困りの母子家庭に貸し付けられる、そういうふうになるのを、やはりこの金を返すとい

いますので、やはりこの金を返すとい

う、いわゆる償還の問題については、筋道を立てて考えていくことが、全体の利益にむしる合致するゆえんじやないだろうか。そういう意味において、今まで据え置きの期間を設けておりました趣旨の通りでありまして、これについてはやはり設けないのが筋に合致するんじゃないか、そういう考えで方に基いて置かなかつたわけでございますが、また実際の金の支払い等につきましては、これは個々の地方によって、それぞれ慣習等もありまして、しかもそれらいろいろの場合にも大体でございまして、それから普通の姿じやないかと思ひますし、それから実際のやり方からいまして、ただいま御引例になられましたような程度のものでございまして、むしろこれは今のところは考えないで、やはり屋根であるとか、そういう、ほんとうの家としての主要構造部分というのに限って、さしあたり貸し出ししていくことについて、さしあつたかと思ひますし、その辺のところも考慮して単価等も計算をいたしましたので、一応三万円というように押えたわけでございます。その辺のところを一つ御了承いただきたいと思ひます。

○山下(春)政府委員 この住宅補修資金という項目を一つ起しますにつきましては、かねがね先生方の方でも御要望がありましたし、全国未亡人会の非常な強い要望がございました。またまた、すでにもう十年一切補修することのできなかつた未亡人家庭が、さぞ困つておられるであろうというので、事務局もちよつと一緒にこういうことを考へついたのであります。そこで高田局長も鋭意大蔵省に当りまして、新た

な道をつつ開くには非常な苦心をいたしました。その苦心の過程におきまして、なかなかうまい折衝がつきませなために、今局長が説明いたしました説明が一番いい説明とは、腹の中では思つておられないわけでありまして、野澤先生仰せの通りであります。住宅補修資金を直ちに返還させるという方法が、時宜を得たものとは言へた義理ではないのでございます。そこで私も、十年間社会の谷間に追い込まれて、じめじめしておつた未亡人が、雨漏りを直して家庭の中が明るくなったという法律を提案することはいかにもつらうございます。しかし諸般の情勢上やむを得ずでございますので、今の局長の説明も最良のいい説明を思ひますので、この点は先生方の方で十分御勘案を願ひたいと思ひます。資金のワクがきまつておりますので、返還がなければ、それだけほかのワクが食い込まれることになりまして、理屈からいへば早く返還してもらいたいのはやまやまでございまして、けれども、この資金そのものに私どもは十分の配慮をしてやるべきものだと思ひますので、十分お考えを願ひたいと思ひます。

○野澤委員 でき上つてしまつてから不服を言うてもしょうがないです。から、今局長や次官の言つた通り一応これは認めざるを得ないと思ひますが、ただ回収という面の高田局長のお話、また他の科目を圧迫するんじゃないかというふうなお話を聞きますと、これは実際に厚生当局として考へ方が

少し粗雑だつたんじゃないかという感じがします。今山下次官のお話ですと、一応運用の面でお言葉がありましたが、これを善意に、また広意に解釈すれば、ある程度まで緩和されると思ひますけれども、私の申し上げた意味は、据置期間を長くせよという意味じゃないのです。ただ事業といふ意味か、工事に着手する期間といふものは、母子家庭は普通の家庭と違って、金がすつかり積んであつてすぐ請負に渡すという場合とは違ふと思ひます。そうしますと、金が借りられることにきまつても、実際に金をつかんでみなければ、母子家庭はおそろしいから渡せないのです。つかんでから渡すけれども、三万五千円だつた場合にあと五千円をどうするか、あるいは四万円であつた場合にあと一万円をどうするか、こういう場合に母子家庭としては行き詰まつてくるんじゃないか。そういう場合を想像したときには、長い期間というのじゃないが、少くとも二、三カ月くらいは一律にいくようにめんどうを見てやる方が親切じゃないか。同時にまた、この償還期間を見ますと、五カ年以内ということになつていきますから、たとえば三万円そつくり借りて五カ年で返すといへば、年間六千円、月五百円になるのです。そうすると、三カ月でたつた千五百円です。それを直すために金を借りてきたが、工事半ばですと五百円返さなければならぬということになると、元金を食つていかなければならぬという結果になるのです。わずか五百円ずつといつても、お互いにわれわれの生活から考へれば簡単に片づきますが、母子家庭としては容易でない。し

かも三万円でも借りたい、雨漏りを防ぎたいというのを考へると、これは修正するとかなんとかいうのではなしに、山下次官の言われるように運用の面とということであれば、少くともこの貸付の決定と金の受け渡しの期日というものは、政府の方である程度地方に指示をしていただいたらどうか。そうしますと、貸付が決定したというときから金を渡す期間を一月半から一月、あるいは一カ月半と区切つておいて、実際に金を貸したときをもつて貸付の期日として、それから一カ月ずつ返していくというめんどうの見方もあろうと思ふのです。このところをよほどよくめんどうを見てもらわぬと、せつかくの名法律案がこえて母子家庭を混乱させるんじゃないか。

もう一つ、他を圧迫するといふ先ほど局長のお話がありました。この母子資金の貸付についての隘路というものは今までのいろいろな面に出ています。特に今度の住宅の補修資金というものは、大体三万円全額を貸し与えるという精神でいくか、あくまでも査定で小刻みに刻んでいくかというところが問題点があると思ふのです。そこで皆さんがお考へになつたときも、三万円が適当か五万円が適当か、おそらく省内でも御議論があつたと思ふのです。これを小刻みにされるということになりますと、地方の未亡人あたりも相当混乱します。また審議会の方もこの査定に非常に困難を来たす。こういうことですから、修理といふことを目標にしまして、三万円では大した仕事はできないと思ふのです。それだけ必要だといふことであれば、これは貸す戸数をふやすことよりも、なるべく完

全に三万円なら三万円出してやるという考へ方で思想統一をしてもらえないかどうかという点でございまして、この点について局長の方ではどうお考へでございませうか。

○高田(浩)政府委員 初めにお話のありました点、多少私の方の答弁が足りなくて大へん恐縮でございました。貸付の決定をいたしましたから、貸付の決安といふこと、現実に金を借りるといふ、いわゆる借借の現行行為との間には一定の期間というものがあつて得ることはもちろんこれは当然のことでございますし、要らないのに先に金だけ無理やり借りるといふ現行行為をする必要は毛頭ありませんので、借りるといふ見込みが立つて、それに依つて具体的な計画なりあるいは請負業者との話し合ひなりをして、現実に金が必要となつた時期に金を借りる、これは当然さうすべきであると思ひますし、私どもの方も、そういうふうになるように心がけて指導したいと思ひます。そういういたしますと、先ほど来御心配の点は大体解決ができるのじゃないかと思ふのでございます。

第二点につきましては、理屈っぽく申し上げれば、やはり住宅の補修といふことはやはり出せば限りのないこととございまして、そういうふうになりましてやはり全体の均衡上いかかと思ひますので、最小限度と申しますか、ほんとうに緊要な部分に限つてやつていただくといふことの趣旨でいかなければならぬと思ふのでございまして、さういふ意味合いにおいて、たとえば屋根を直すのであるとか、あるいは土台を直すのであるとか、それはそれに

応じた直し方をしなければ、それを無理やりちびびってしまうというところはどうかと思います。しかし、それかといって、あまり直さぬでもいいところを、少し余裕があるから直してしまおうじゃないかということになります。これはやはり困るのじゃないかと、局具体的な修理の計画とにらみ合せて親切に取り扱っていくということではないかと思っております。

○野澤委員 大体意向はお話を聞かなくともわかっておられるのですが、ただ、私の申し上げたところの、査定をこまかく刻まないと意味はない、要するに、小修理あたりは貸し出ししなければならぬという考え方でなしに、三万円限度が最小限と思われるような家庭に貸してほしい、こういう精神で指導してもらえぬかということをお願いいたします。要するに一万円とか五千円とかを借りなければ修理できないというようなのは対象にしない方がいいわけですが、けれども、法律の建前からいけば、一万円でも五千円でもやらなければならぬが、私の言う意味は、三万円借りてもまだ足りないのだという修理個所になるべく重点的にやってもらいたいという希望を申し上げたのであります。

なお、住宅の補修の問題について、母子家庭に対する住宅の各府県の入居状況が非常にまちまちのようであり、たとえば私の栃木県のようなところでは、市町村で非常に理解のあるところは比較的協力してもらえますし、入居状況も満足にいく。栃木県あたりは、昨年四十戸くらい各地から充たさ

れて入っているのですが、この問題について、母子家庭に対する住宅の入居状況は現在までどんなふうになっておりましたか。概要だけをお知らせ願いたいと思えます。

○高田(浩)政府委員 三十年度の住宅計画として母子住宅を大いに設けなければいけないじゃないかというような声に基きまして、政府の方としてもこれに関する予算を計上いたしましたのであります。それによりまして、いわゆる母子家庭である小家庭向けのものと戸分計上いたす。ただこれは地方が施行するわけでございますから、その辺のところの希望との関連もありまして、現実には四千三百戸ということが実行になったような次第でございます。

それから、いわゆる第二種公営住宅として、これは八坪の方でございますが、これは七千五百戸の予算の計画でありましたのが、実行として一万一千五百戸できた、そういうことになっております。三十一年度におきましては、小さい方の六坪の方は三千二百戸の計画、それから八坪の方のいわゆる第二種公営住宅の方は一万五千二百戸の計画になっておるわけでございませう。そこでこの小さい六坪の方の母子家庭等、いわゆる小家庭向けのものにつきましまして、当初においてはいろいろの経緯もございましてけれども、これは根本の趣旨が母子家庭を入居せしめるといふ考え方のもとにおいてでき上ったやり方でございますので、やはりその趣旨を貫いて、母子家庭を優先して入れてもらうようにしなければならぬというので、建設省の方と厚生

省の方と打ち合せまして、その趣旨の通牒を出していったのでございます。その結果現実にはどれだけの母子家庭が入居できたか、その詳細はつまびらかにはいたしておりませんが、相当多くなったものが、その通牒の趣旨のとおりまして入居できたものと考えております。

それから、八坪の方のいわゆる第二種公営住宅の方につきましても、これは前からあった制度でございますけれども、やはり母子家庭というものを相当考慮に入れて、入居に特別の考え方をしてもいいんじゃないか、かねがね私どもの方も建設省の方に申し出ておる次第でございますが、この方にもかなりの世帯が入居できたものと考えておることは、今後とも私どもの方としてはさらに努力をいたしたいと考えております。

○野澤委員 大体わかりました。ただ局長さんの方で、母子家庭優先で入居しておるといふお話で、相当多くのものが入っておるといふことですが、実際の御調査はまだなすっておりませぬか。それでこれは各地方とも、状況によって違うんですが、実際はこの母子家庭等とあるために、これを広義に解釈して、生活保護を受けているようなものの方が比較的に入ってしまうんですね。そうして母子家庭の優先的に扱われるものが案外入らない。この入居の実情というものをもう一度御調査なすって、それで少くとも市長くらいにはもう一度通牒を發するなり、完全な了解をつけて御指導される方がよろしいんじゃないか。そうしませんと、せっかくのこれだけの法律が何ら効力

を発生しないような形になります。それとも一つ、第二種公営住宅にしまして、六坪のこの小家庭の住宅にしまして、この家賃といいいますか、金額が地方々によってまちまちのように承わっておる。たとえて申し上げますと、栃木県宇都宮市あたりは、六坪で六百元という金で借りている。また五百円のところもあれば、八百円のところもある。同じ六坪の小住宅でありながら、そういうふうな差ができておるといふことも、何となしに母子家庭としてはまずいんじゃないか、こういう感じがします。実態がどのようになっているか一応御調査の上で、基準となるべき数字をお示しになる方がいいんじゃないか。要するに厚生省と建設省の方で御相談の上で、五百円とか五百五十円とか、そして増減があったとしても二割なら二割ということでは了解するとか、もう少し合理的な形で運営しませんと、今全国の未亡人の団体というものはしょっちゅう会合を開いておられますから、各地の悪条件だけが大きく指導されて、いいことは比較的隠れる。要するにひがまなくていいものをひがまざるを得ない状態に置かれておるのですから、親切な行き方としては、局長の方でそういうふうな措置が願えないものかどうか、あわせてこの点もお尋ねいたしておきます。

○高田(浩)政府委員 お話の実際の入居の状況につきましては、現在地方に照会中でございますので、その結果によりまして、さらにまた私どもの方で検討をして、御趣旨の線に沿って行動をいたしたいと思えます。それから家賃の件でございますが、これはおそろく建築の単価がそれぞれの地域によつ

て違う結果が、家賃の相違ということになって現われてきていると思うのでございますが、この辺は、実は私の方は専門家じゃないからよくわかりませんが、建設省とも打ち合せの上で、できますことならば御趣旨の線に沿うよう努力をいたしたいと考えております。

○野澤委員 もう一つ、この今度の改正のうちで修学資金が増額されたわけですが、過般大学生に対して三千元というワケが出され、今度高校生に対して一千元というワケが示されたわけです。全国の状況を見ますと、修学資金の貸付が非常に多くなっております。いろいろ聞いてみますと、戦争を契機とした未亡人家庭の現在の情勢としまして、ちょうど今が適齢期の子供が多い。従って母親としては、この際子供の教育に全精力を集中したい、こういう考えでおられるようでありまして、実際の貸付になってきますと、本省の考えていることと地方で了解する事項とはかなり隔たりがあるようで、たとえば大学に行っている者が、今まで二千元借りておったのが三千元に増額されるものと喜んでいたところが、三千元にならない。また七百元の場合でも、今度は千円になった。せっかく高校生が千円になっても、従来の実績は七百元ですから、一年たたなければ千円にしないとか、あるいは育英資金と勘違いをして、成績が最優秀でなければ貸さぬとか、こういう弊害がいろいろそちらこちらで出ているようなんです。修学資金というものは多くの入に、最小限の千円とか三千元を切っただけで、これが目的じゃなく、むしろ完全に千円なり三千元なりを、ちょ

けれども、私どもとしてはさしあたってはまとめるというよりも個々の問題を二歩でも三歩でも前進をすることが当面の行き方としては実利的じゃないか、そういうふうな考え方のもとに対処をいたしておるのでございますが、だんだんこの法律が実効を發揮いたして参りますと、その次の段階としてはやはり年金の問題と申しますか、そういう問題がおのずから出てくる問題じゃないかと思っております。厚生省としては医療保障の問題が一つの大きな問題でございますが、それと並んでやはり年金の問題があると思っております。年金の問題を厚生省としてどういうふうに対処していくかということにつきましては、これはいろいろな考え方がありと思っておりますけれども、そのうちのやはり重要な部門として寡婦年金の問題をほんとうに真剣に考えなくちゃならない、そういうものではないかと思っております。そういうふうな意味合いもありません。現在児童福祉審議会を中心として、児童福祉等に関する全般の問題についていろいろ御検討をいたしているのをごさいます。そのうちに母子福祉の方の一部門として、この寡婦年金と申しますか、そういう問題も御検討をいたしておるような次第であります。

○植村委員 ただいまの質問に関連いたしまして一点だけ伺っておきたいと思ひますが、このごろ官公庁、教職員について次第に定年制を論議されるように相なつて参りました。男は五十五才、女は大体四十五才の線を引くのだ、こういう話が出ておるのでありますが、子供をかかえて未亡人が職につ

いておる場合、ことにもう少しで子供が職にありつけないときに、こういう線でも一律に首を切られた場合、これはまことにゆゆしき問題だと思ひますが、こういう点に対して厚生省は今後何らかの手を打たれようとする御意思があるのかないのか、それをまず伺いたい。

○山下(春)政府委員 植村先生の御心配まことにございまして。私どもも本年四月にもそのような実例をたくさん耳にいたしまして憂慮いたしております。先ほど野澤先生から、何か次の段階に対する心組みを持っておるのではないかとということでございますが、たまたま植村先生のそういう問題とも関連して申しますと、私も戦後十年間の未亡人の生活をつぶさに見て参りまして、よくぞ戦い抜いたと思ふものがございます。今日全国の未亡人のたぐいましいあの立ち上りの姿は、他の生活困窮者の立ち上りと違ひまして全く涙ぐましいたくましさがあるのをごさいます。けれどもその陰には何かがあるか、父と母との力を二人分精神的にも肉体的にも使い果しておるのであります。従いまして男子五十五才の官年に対して女子四十五才、未亡人でも何でもとにかく女子四十五才といわれることは、未亡人の場合は、あるいは男子の五十五に匹敵するような体力の消耗をいたしておりましよう。しかし体力を消耗しているからというので首にされまして、何のささえもない社会にはお出し出すことは、それは政治ではございませぬ。従いまして政府はかねがね一鳩山総理も常に年金についての御発言がございしますが、私ども厚生省といたしましては、国民全体

に対しても、この戦後のけわしい社会の中でたくましく立ち上つて参りました、しかも二人前精神的にも肉体的にもくたびれ果てましたその母が、ようやくと光明にして育ててきた子供に取りすがって手足まといになる身を想像いたしますときに、耐えられませぬ。従いまして、とりあえず年金の第一歩といまして、寡婦に対する、未亡人に対する年金を是非でも明年度から実施に移すべく今研究を進めておりますが、三十二年度にはぜひこの頭を出したいという熱意に燃えておる次第であります。

○亀山委員 ただいま同僚植村委員からまことにございまして、御質問がございまして、山下政務次官から非常に御同情あるお言葉がございましたが、現在御案内のように地方行政委員会の方で地方公務員の定年制の法律が審議されております。これは今植村委員のおっしゃった問題に関連する問題ですが、今年の年金の問題は関係するところがありませんが、かりに地方団体において男子五十五才女子四十五才という定年制の条例をかりに作るという場合には、今のお気の毒な未亡人の方々に對する問題も考慮しなければならぬと思ふ。ところがその問題については、私はあまり耳にしておりませぬ。私は地方行政委員をやっておりますが、耳にいたしておりませぬ。今のような御同情ある政務次官のお言葉ならば、適当にこれを、目下審議中で、近くあるいは可決するかもしれぬその定年制の法律案に対して希望意見として厚生省からなりあるいは山下政務次官の關係しておられる未亡人の団体から、すみや

かに一つお出しにならぬと間に合いませんから、一応その点を申し上げて、政務次官どうお考えになるか、この際お伺いしたいと思います。

○山下(春)政府委員 亀山先生のお話、私もそういうことがありはしないかと実は思つておりましたが、地方行政委員会に出席もいたさないし、自分の仕事にかまけて実はたたいま承わけてございまして、これは大へんなことでございます。無難な年金の一部を改正するということもなかなか容易ならざる大事業でございますので、本年力いっぱい研究をいたしました。来年頭が出せるかどうかということもよほどの努力をいたさなければわからぬ際に、地方行政委員会の方でそういう法律が決定いたしますれば、当然空白がございまして大へんなことでございます。厚生省の方から未亡人団体にも直ちに連絡をいたしまして、これに対する請願をいたすように、私自身もいたしまして、所管の者といいたしまして、許されるならば地方行政委員会に出席をいたしまして、その点はぜひ特別の法的措置を願えるように努力をいたしたいと存じております。

条第一項の規定にかかわらず、当該償還金の支払を猶予することができ。こうなっております。それから十條の三にいきまして「都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、かつ、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができ。これは私法律家じゃありませんから、どういふふうな解釈するのかわかりませんが、法文から見ると、償還の免除の際には児童福祉審議会の意見を聞いて、しかも議会の議決を経て、こういうふうなきめられている。それから支払ひ猶予の場合には「著しく困難になつたと認められるときは」と、こう書いてあります。この著しく困難になつたと認める主体はだれかということなのです。免除の場合にははつきりわかつてくる。けれども十條の二の場合の「著しく困難になつたと認められるときは」という認める主体は都道府県知事なのですか、それともこの審議会のようなところで認めるのか、この主体がはつきりしないと思ふのです。

○高田(浩)政府委員 認める主体は両方とも県当局、すなわち知事でございますが、ただ十條の三の場合におきましては、いわば権利の放棄になるわけでございますから、慎重を期する意味において審議会の意見を聞いて決定をする、そういうふうなしつけになっております。

○野澤委員 そうしますと、大体知事が認定すると言いますけれども、知事

自体が直接は関係しておらぬ。こういう支払い猶予というような問題は、地方的に必ず問題の起る事だと思ふ。これに対しては、あなたの方で省令とか、あるいは局長の通牒とかで、もう少し懇切に指導してもらわぬと、おそらく問題点が生まれるのじゃないか、これに対して御準備があるかどうか、あるいはそういう杞憂は持つ必要がないとお考えかどうか、お伺いいたします。

○高田(浩)政府委員 大へん適切な示唆をいただきました。実はこの点につきましては、私もこれが運営について気にしている点でございます。これがあまり寛に流れますと、やはり弊害をかもし、償還の意欲に支障を来たしまして、全体の運営に支障を来たすことがあつては困ります。またあまりこれを酷に取り扱いますと、この条文を置いた趣旨にもそぐいませんし、また世情、人情にもそぐわない結果になる。その辺のところをどの辺に置くかという事は、具体的問題となればなかなかこれはむずかしい問題だと思ふのです。結局は、具体的な実情に応じて健全なる常識を働かしてこれは判断すべきことと思ひますけれども、やはりその前提として、一応客観的な基準というものを私どもの方でできるだけこしらえて、それによつてさらさら細部の具体的な問題については実情を勘案して適切な判断を下していく、そういうふうな仕組みにしていきたいと考えております。

○野澤委員 非常に御関心を持たれていたので安心いたしました。なほこの問題をお聞きするかといたしますと、実際に母子資金の貸付についての立法

当時には、全体の、国会なり社会の世論というものは、戦後の戦災未亡人とか、あるいはそうした母子家庭に対する同情的なものからむしろ出発して、恩恵法のような形で生み出されてきた。従つて小委員会等でも、委員会等において議論されたことは、極力無利子貸与ということが叫ばれた。第二には、今度は連帯保証制等についても、貧しい母子家庭で第三者の信用のある連帯保証という事は容易でないじゃないかという事で、これは山下次官もよく御存じですが、その当時に、貸与を受ける者が相互保証でもないじゃないか、そこまで大蔵省とも折衝してこれはきめて来ました。しかもその当時の世論としては、十億出しか、十五億出しかというふうな——自由党内閣時代でしたが、いろいろ論議をされて、その委員会の空気の全体から見ると、実際に戦争のために未亡人になられた家庭に貸し付けるんだから、その金は返らなくてもやむを得ないんだ、そのくらいまで極論する議員もあつたのです。それを実際に今度実施してみますと、驚くことには、ほとんど百パーセントに近い償還率を示している。だんだん悪くはなつてきていますが、とにかく最初われわれが想像したよりも以上にまじめにこの母子家庭というものが零細な資金の返還に協力している。こういう過去の経過から見ても、実に涙ぐましい一つのよい法律だったんじゃないか、しかもまた母子家庭としても非常な努力をされたんじゃないか、こういう感じがします。この涙ぐましい努力によつて実際に顕著な効果が出ておつたと思う。そこで今局長の言われたように償還意欲

という問題になってきますと、むしろ今度の立法は逆効果になるんじゃないか。つまり、ほとんど返らないだらうと想像したものが、ほとんど大半返ってきた。こういう際に、この法律を返からさきに表面から出しますと、何だ、打ち切りがあるじゃないか、あるいは支払い猶予ができるじゃないか、いいかげんなものではないじゃないか、こうなつたのでは、せつかく先ほど山下次官の言われたように、将来総合法に持つていこう、あるいはあなたの方で、こういうやさきでありますから、この償還金の支払い猶予とか免除とかいう法律が悪いというのではなくて、これだけの親切心をもって処理をされる政府の考え方は非常に適切であるが、同時にまた、もつとまじめにやるように指導される面を持たなければ、立法の精神というものに合致しないんじゃないか。今まで未亡人会といふのは実にほめられていた。また未亡人自体も誇りを持っている。こういういい法律だったのだから、この二つの条項によつて万一償還意欲を減殺するという結果が生まれては何にもならないと思ふ。これに対してこの法律の解説にもう少し徹底した、局長なり次官あたりから各都道府県の組織に対して浸透するような啓蒙のお考えをお持ちかどうか、この点お伺いしたいと思います。

○高田(浩)政府委員 お話のように、この資金の償還率は大体八〇%程度でございます。同種のほかの資金に比しますと大へん成績がいい状況でございます。これは関係者一同この資金を中心としてまじめに厚生を考え、熱心

に償還を考えて努力をされて一つの証左であると思ふのでございまして、この傾向というものは、やはりこの資金の本質あるいはこの資金の将来というものから考えまして、ますますそういう傾向でいかなければならないと思ふのでございまして、もしそれがいささかでも障害が出て参りますと、せつかく償還をしていただいて、その金がはかにさらに困つた人たちに貸しつけらるべきその財源というものがそれだけ少くなるという結果になりまして、一人二人のために結局ほかの未亡人、母子家庭の利益が害せられるという結果になります。これは憂慮すべきことだと思ふのであります。万々そういう事態はないかと考えておりますけれども、しかしこの十条の二、十条の三の運用の仕方によりましては、あるいは関係者の心がけ自体によりましては、ないし当局の指導の仕方いかんによりましては、少くともその辺に何らかの影響を与えることは、これは一応慎重に考えておかなければならない点だと思ふのでございまして、その辺のところを考慮いたしました。この二カ条の運用につきましては十分慎重にやつていきたい、そういう趣旨の指導を十分徹底するようにいたしていきたい、かように考えている次第でございます。

○山下(春)政府委員 ただいま野澤先生の御指摘の点に對しましては、局長がお答え申した通りであります。ただ何しろ母と子の世帯でございます。不慮の災害、あるいは母が死亡いたします等のやむを得ない事情がございまして、法律をこのままにいたしておきますと、返済の義務がその小さな子供にかかってくるというやうな

ことがございしますので、そういう特別の場合を考慮いたしまして、それを免除するという事でございまして、従来の成績から見ましても、法をあまり悪用するということのない団体であることを信ずるとともに、そういう特別の場合になお強その債務をしようといかなければならないということを防ぎたいという気持でござい

○野澤委員 じゅんじゅんと次官のお話、その通りだと思ひますが、ただ今度の参考資料を見ますと、支払い猶予を免除しなければならぬというケースはきわめてまれだと思ふのです。こういうまれな例のために法文を作つて、それを正面から解釈されると、局長の御心配の消化意欲を減殺することになるのではないかと、その点を御指摘申し上げたのです。

次にもう一点伺ひたいのですが、母子相談員の費用について、従来から各地方でたびたび問題にもなつておりますし、また平衡交付金等の地方財源のワクの中に入れられるために徹底しないというやうな向きもあつたのです。が、今度の予算では増額されているやうでありますけれども、局長としてこの母子相談員の問題についてはどんな御処置をとられるのか。たとえば政令でも改正してやつていくとか、予算の裏づけと運用に對して、おそらく万全の策をおとりになつておられると思ひますが、その点御説明願ひたいと思ひます。

○高田(浩)政府委員 母子相談員の子算は、現在平衡交付金のうちに組み入れてあります。これも算定に當りまして今お話のように、引き上げて計上し

七

てあるわけですが、現実これが支給される場合においてそれだけの配慮が現実生きていくためには、やはり県当局がそれだけの注意と理解をもって行わなければならないと思ひます。そういう意味におきまして、私どもの方としては、地方当局に対して注意を喚起して、計上の通りあるいはそれ以上のことが行われるように努力をいたしておる次第でございます。

○野澤委員 これは非常に大事な問題だと思つて、未亡人会としては非常な期待を持って、今度の算定基準が九千円なら九千円になったというので、双手をあげて歓呼の声を送っているのです。ところが今のお話のように、ただ地方に対して注意を喚起しているという程度では徹底しないのじゃないか、その点これは問題が起ると思つて、これに対しては、厚生省当局としてはもう少し強い意思表示をされて指導することが必要じゃないか、こういうふうな考えますが、いかがでございますか。

○山下(春)政府委員 厚生省のやる仕事の少しは外だと思つたが、この予算が決定いたしましたときに、たまたま全国の未亡人の指導者会議がございました。全国から未亡人の指導者の方が東京にお集まりでございまして、その機会をとらえて今回の母子相談員の給与は七千五百円から九千円に引き上げ、積算基礎を明確に九千円として平衡交付金の中に組み入れておる。そこで皆様方に九千円確かに渡るかどうかは、その県その県の予算の決定の際に、これが黙つていけばばた知らぬ顔で七千五百円組む県があるかもしれないが、皆さんはそういう

知事査定の際に九千円にこれが査定されるように十分県を監視督促してもらいたいという、はなはだ横紙破りのお願いでございましたが、私はお願ひをいたしました。局長からも各県に対してそのように指導をいたしておりますが、その後予算がどういふふうになつたかというところの実際を知りませんけれども、あるいはそういうことを実行していただかない県もあるのではないかと、至急に取り調べてみたいと思つて、十分気は使っております。

○野澤委員 あなたが種をまいたとは知りませんが、地方ではこういう問題が起きてきますから、未亡人が県会に各府県から七人か八人出ているというならばいいのですが、ただあなた方が監視をしないといつてみても、まさか子供をかかえていてはそうもできないから、これは処置をしたならばやはりやりやすいように指導してやる方が親切じゃないか、こういう点をお願いしておきます。

それから先ほど横村君が非常にいい御質問をして、定年制の問題が出ましたが、これは山下次官のお話です。さき手当をするということであり、それから安心ですが、定年制の問題につきましても、その他の問題につきましても、これは派生した問題がたくさんあると思つて、総合法でも作つて法的にこれを処置するか、他の法律の中で母子家庭を特別に扱うこと等、厚生当局の今後の検討の結果におうものかと思つて、特にこの定年制と同じ時にお願ひしておきたいことは、生活保護法の適用を受けております母子家庭の勤労控除の点について幅を持たせ

るお考えがあるかどうか、またこういうことについて御検討されたことがあるかどうか、こうした面についても一応お願ひしておきたい。もう一つ農家で非常に困つておりますのは、母子家庭の農地に関する耕作権の返還あるいはまた取得というふうな面について特別に扱つてくれないうか、たとえ私の郷里の栃木県の実情などを見ますと、農業委員会へせつかくそれを持ち出しても上司までいかないでその土地だけでこれを解決してしまふ、しかも未亡人の弱さから泣き寝入りしなければならぬ。これらは法律に頼るといふよりも、むしろ次官あるいは大臣あたりが農林省の方とよく話し合ひをされて、母子家庭に対しては特別親切な、あたたかい手を差し伸べてもらうように善処することが至当ではないか、法律ばかりに頼るといふのではないに、厚生行政の一環としてこういうものを普遍化された御努力が必要ではないかと思つて、これはお答えはなくてけっこうであります。ただ定年制の問題あるいは母子家庭の農地の耕作権の問題、さらにまた生活保護を受けておる者たとえば母子加算とか寡婦控除とか、こういうものについて折衝をされる方が適切ではないか、こういう感じがいたしますので、この三点については特に次官と大臣に強く要望いたしておきます。今回の改正は私自身としては非常に適切だと思つて、まだまだ母子家庭として教育の問題、生活の問題のみならず将来に幾多の問題点を包蔵しておる、こういうことではなお一その御尽力をお願いいたします。せつかく各局長がおることですから、この際に思い切つて名

プレリーを一つやつてもらいたいと思ひます。以上をもって終わります。

○佐々木委員長 堂森芳夫君。

○堂森委員 この母子福祉貸付金等に関する法律案はちょうど三年前に実現を見ましたが、当時のことを回想いたしますと、やはり単に福祉のための貸付金を実現する、こういう意味の狭い法律を作るといふ考えからできたものではなかつたかと思つております。いわば一時こうした狭い範囲の法律をもつてがまんしよう、こういう立場で衆参両院を通過したものと私は解釈いたしておるわけであり、先刻来同僚議員の質問に対する山下次官あるいは児童局長からの答弁を聞いておりますと、来年度からは一つ総合的な法案の実現に対する予算獲得に大いにがんばる、こういう御答弁があつたわけであり、私は今度の法案改正の精神についてはもちろん全面的に賛成でございます。従つてこの法案自体に對する質問は差し控えて、さつき高田局長から今後の医療扶助の方面、あるいは未亡人年金といふ点、寡婦年金といふ点、そういうものに対する何か御答弁がございましたが、私どもも要領を得ない答弁だと思つて、実は何をおっしゃつたのかわかりません。従つてどういふふう具体的に年金なら年金の問題を取り上げようとしておるか、こういう構想とかあるいは研究があると思つて、もう一度局長からもう少し私が納得できるように御説明をお願いしたいと思つておるわけです。

○高田(浩)政府委員 私が申し上げました趣旨は、次の問題として当然この

寡婦年金の問題を考えなければならぬ、それらについては、児童福祉審議会を中心として、ほかのいろいろな児童福祉行政上の諸問題を研究していただきますので、それらと関連して御研究をいただいておりますことを申し上げます。○堂森委員 それでは一つ具体的に答弁をお願いいたしますが、たとえば日本におられるところの寡婦の方で恩給をもらつておられる人たちが、あるいはまた戦争犠牲者の遺族として年金をいただいております。それらの方々を除きまして、実際に生活に困窮しておられる未亡の世帯は一体どのくらいあるか、ちよつと御答弁願ひしたいと思います。

○高田(浩)政府委員 母子家庭は約六十九万世帯でございます。そのうち戦争に基くいわゆる戦傷病死に基くものが約二十三万世帯でございます。それから同じく戦争に基く死亡に基いて母子家庭になられた方が約三万世帯、そういうことになっております。

○堂森委員 御主人の恩給だとか、恩給をもらつておられる方……

○高田(浩)政府委員 恩給の点は追つて調べましてお答え申し上げます。○堂森委員 そうしますと、こまかい数字はともかくとして、生活が非常に困窮しておられるという未亡人世帯、寡婦世帯はどれくらいございませうか。

○高田(浩)政府委員 生活保護法を受けておられます世帯が約十九万世帯になつております。それから生活保護を受けていないけれども、生活に非常に困難しておられる——これは程度の間

寡婦年金の問題を考えなければならぬ、それらについては、児童福祉審議会を中心として、ほかのいろいろな児童福祉行政上の諸問題を研究していただきますので、それらと関連して御研究をいただいておりますことを申し上げます。○堂森委員 それでは一つ具体的に答弁をお願いいたしますが、たとえば日本におられるところの寡婦の方で恩給をもらつておられる人たちが、あるいはまた戦争犠牲者の遺族として年金をいただいております。それらの方々を除きまして、実際に生活に困窮しておられる未亡の世帯は一体どのくらいあるか、ちよつと御答弁願ひしたいと思います。

寡婦年金の問題を考えなければならぬ、それらについては、児童福祉審議会を中心として、ほかのいろいろな児童福祉行政上の諸問題を研究していただきますので、それらと関連して御研究をいただいておりますことを申し上げます。○堂森委員 それでは一つ具体的に答弁をお願いいたしますが、たとえば日本におられるところの寡婦の方で恩給をもらつておられる人たちが、あるいはまた戦争犠牲者の遺族として年金をいただいております。それらの方々を除きまして、実際に生活に困窮しておられる未亡の世帯は一体どのくらいあるか、ちよつと御答弁願ひしたいと思います。

○高田(浩)政府委員 母子家庭は約六十九万世帯でございます。そのうち戦争に基くいわゆる戦傷病死に基くものが約二十三万世帯でございます。それから同じく戦争に基く死亡に基いて母子家庭になられた方が約三万世帯、そういうことになっております。

○堂森委員 御主人の恩給だとか、恩給をもらつておられる方……

○高田(浩)政府委員 恩給の点は追つて調べましてお答え申し上げます。○堂森委員 そうしますと、こまかい数字はともかくとして、生活が非常に困窮しておられるという未亡人世帯、寡婦世帯はどれくらいございませうか。

○高田(浩)政府委員 生活保護法を受けておられます世帯が約十九万世帯になつております。それから生活保護を受けていないけれども、生活に非常に困難しておられる——これは程度の間

題としていろいろ具体的に言えば見る人によって違ふかもしれませんが、一応私どもの方で調べたところによりますと、約十三万世帯ということであり

○堂森委員 そうしますと、生活保護を受けておられる世帯が十九万世帯、それからボーダー・ラインにあるような方々が十三万、三十万有るの母子世帯が非常に生活に困窮せられておる、こういうこととございます。私が申し上げるまでもなく、社会福祉が進んだ国々は、やはり養老年金あるいは社会保険制度の充実と同時に寡婦年金というものを持つておることは御了承の通りであります。従って日本にも寡婦はともかくとしまして、三十万くらいは母子世帯に年金を作つて参ることに就いて、局長あるいは政務次官からも御答弁願いたいのですが、どれくらいか年金を作つていこう、こういう構想を持つておられるならば一つ御答弁願いたいと思ひます。

○高田(浩)政府委員 その辺のところは、まだ具体的な数字に基いて結論を出すというところは考へておりません。

○山下(春)政府委員 今局長の申し分通りでございますが、三十一年度の間にそれらの具体的なものを——この未亡人団体に対しては、一人で働いておられますので、この医療の問題は非常に重大だと思ひます。そこでこの医療の問題を国保で解決する方を講じますか、あるいは特別健保のようなものを打ち立てなければならぬと思ひます。それから年金についても、今申し上げました数字等は少くとも直ちに年金のワケの中に入れてなければならぬ世帯のケースでありますので、それ

らにどの程度の年金をどういふふうにして実施していくかということにつきまして、はなはだ恐縮であります。今年度中に必ず具体案を検討したいと今決心しておるところでございます。

○堂森委員 政務次官から非常に重大と申しますか、かたい決意をお持ちのような答弁をいただきまして非常にありがたいと思つております。ともかく政府の方でも今後五年間には全国に国民健康保険でございますか、それを中心として全部が社会保険に加入できるように制度を実施していくというふうな計画を持つておられるようであります。われわれの方は、四年間に国民健康保険を拡充いたしました、未加入の三十万人の国民が健康保険によって医療を受けるような制度を持つていこう、そうして現在の政府管掌の健康保険制度と医療給付に關しては同じ程度のもので実施したい、こういう計画を覚として持つておるわけであります。ともかく医療制度が今後大いに発展して参りまして、社会保険というものが拡充されて参ることは当然でございます。従つてこの医療扶助といひますか、そういう方面については今後割合明るい見通しを持つていけるのではないかと考へるわけであります。従つて寡婦、未亡人に対する対策の根本は、寡婦年金、未亡人年金あるいは母子年金と申しますか、そういう制度が実現していくということがやはり根本ではないかと思ひます。未亡人の方には大へん失礼でございますが、このごろ春禁止法というものを政府でも取り上げて今度国会に提案されるようでございますが、この春問題も、もちろん

未亡人がそうだというわけではありませんが、しかしこれも一つの大きな原因ではなからうか、こういうことは当然予想されることでありまして、やはりこうした社会悪を除いていくためにも寡婦年金というものは大きな役割を果すものであります。これは一つの社会正義と申しますか、そういうものを打ち立てて参りますためにも、未亡人年金というものはぜひとも実施しなければならぬというふうにおかれれば考へるわけでありまして、今度の法案の改正はもちろん賛成でございますが、さらに百歩を進めまして、年金制度というものの今後早急な実施ということに一つ政府は全力をあげられまして、特に政務次官山下先生に八面六臂の御活動をわれわれはお願いするわけであり

ます。いろいろとお聞きしたのであります。もう時間もございませんので、私一日も早く、来年度からは必ず未亡人年金というものの実現のために——今の御答弁のような、構想はまだわからぬというふうなそういう情ない御答答ではなく、一つきょうから準備をお願いする、こういうように私は希望を述べまして、私の質疑を終わります。

○佐々木委員長 他に御発言はございませんか。——なければ三案に対する質疑は一応終了したものと認めるに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○佐々木委員長 御異議なしと認め、三案に対する質疑は一応終了したものと認めます。

明日は午前十時より開会することと、本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十二分散会

昭和三十一年五月二日印刷

昭和三十一年五月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局